

2020年12月7日
一般社団法人全国地方銀行協会

有価証券報告書と事業報告の一体的開示に向けた銀行法施行規則
別紙様式第9号の改正案に対する質問

- 「記載上の注意3」に、「この様式中の表及び各項目の『記載上の注意』に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくても差し支えない」とあることから、以下の記載が許容されると理解してよい。
- ・「3.(3)社外役員に対する報酬等」について、有価証券報告書の記載（開示府令第三号様式記載上の注意(38)、同第二号様式記載上の注意(57)）と合わせ、「2.(2)会社役員に対する報酬等」の表に統合して記載する。
- 「記載上の注意4」に、「有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない」とあることから、以下の記載が許容されると理解してよい。
- ・「1.(3)使用人の状況」の「使用人」について、有価証券報告書の記載（開示府令第三号様式記載上の注意(9)、同第二号様式記載上の注意(29)）と合わせて「従業員」と記載する。
- ・「1.(3)使用人の状況」の「平均給与月額」について、有価証券報告書の記載（開示府令第三号様式記載上の注意(9)、同第二号様式記載上の注意(29)）と合わせて「平均年間給与」を記載する。

以 上